事例No.	1065
公表年度	R2
団体の属性	町村
団体名	長野県飯綱町

事例区分	公営企業

タグ	・観光施設事業 ・公共施設活用 ・新たな政策手法の確立・活用

事例種類	民間譲渡

事例内容・タイトル

スキー場等の民間譲渡

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

観光施設：事例6

○ 事例名等

事例名	スキー場等の民間譲渡
団体名	長野県飯綱町
事業名（事業区分）	観光施設事業（索道）
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口（人）	11,174人	行政区域内面積（㎢）	75k㎡
事業開始年月日	平成24年4月1日	年間営業日数（日）	97日
年間輸送人員（千人）	353千人	路線数（本）	3本
斜長（m）	2,660m	搬器数（個）	393個
料金（円）	350円	職員数(人)	0.5人

※上記表中の「行政区域内人口」は、平成31年1月1日時点。「行政区域内面積」は、平成30年10月1日時点。それ以外の計数は、H31年3月末時点。

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

いいづなリゾートスキー場は、飯綱町が誕生する前から、飯綱東高原の観光施設の中心的な役割を果たしてきた。しかし、その経営状況は、スキー人口の減少や雪不足などにより、非常に厳しいものであった。平成元年6月、第三セクター方式により飯綱リゾート開発㈱が発足したが、経営が行き詰まり、最終的には会社を解散し、平成21年7月に特別清算が行われた。スキー場の存続が危ぶまれる中、町は財政支援はしないが、スキー場そのものはできる限り存続させることを前提に、飯綱東高原観光開発合同会社（現：飯綱東高原観光開発㈱）が、平成24年4月より指定管理者制度により運営を継続してきた。

少子高齢化や趣味の多様化、所得の減少などにより、スキー人口が大きく減少しているにもかかわらず、県内スキー場の数はそれほど減少していない。スキー場は明らかに供給過多となっており、スキー産業そのものを取り巻く経営環境は、極めて厳しい状態が続いていた。こうした状況下で、小規模スキー場であることに加え、地球温暖化傾向により雪不足が常態化しつつあることで、営業日数も減少している当スキー場は、他のスキー場以上に厳しい状況である。また、当初から日帰り型スキー場として整備されたため、大型の宿泊施設を持たず、昨今のインバウンド（外国人観光客）などの恩恵も得られにくい環境であることなどから、スキー場のみを対象とする指定管理者制度の募集条件は、スキー場経営企業にとって営業的にも、社員の確保という点でも、非常に厳しい条件である。

(2)検討を開始した契機・導入過程

上記の背景を踏まえ、平成29年6月に町はスキー場の将来について、平成31年3月31日までにスキー場の完全民営化を目指し、それが実現できない場合は閉鎖するという基本的な考え方を議会及び町民に説明し、完全民営化に向けた取組を本格化させた。（このころから、スキー場に関心を示す企業との面談や仲介業者との交渉を開始。）

○スキー場等売却関係経過

・平成29年8月　飯綱東高原観光合同会社が平成30年3月31日までのスキー場指定管理者
・平成29年9月　町民説明会の開催
・平成30年1月～2月　スキー場の新たな指定管理者を公募
（平成30年4月1日～平成31年3月31日）をするが募集なし
・平成30年3月　合同会社のスキー場指定管理終了
・平成30年4月　町がスキー場の管理を直営で実施
・平成30年4月　仲介業務者の決定及び契約の締結
・平成30年6月　プロポーザル方式によりスキー場及びゴルフ場の売却先の公募を開始
・平成30年7月　プロポーザル審査会　1者から応募あり
・平成30年7月　売却候補者として東京都のA社を仮選定
・平成30年8月　スキー場及びゴルフ場の町有財産売買仮契約書の締結
・平成30年9月　スキー場及びゴルフ場の財産処分議案議決

・平成30年9月　スキー場及びゴルフ場関連議案議決（スキー場条例を廃止する条例等）
・平成30年9月　町民代表とのいいづなリゾートスキー場意見交換会の開催
・平成30年11月　いいづなリゾートスキー場町民説明会の開催
・平成30年11月　スキー場売却会社と水利権関係区との懇談会
・平成30年11月　いいづなリゾートスキー場宿泊事業者の説明会
・平成31年3月　スキー場及びゴルフ場売却代金完納
・平成31年3月　スキー場及びゴルフ場の引渡（所有権移転登記完了）

2．取組の具体的内容とねらい、効果

（1）取組の具体的内容とねらい

それまでのスキー場を対象とする指定管理者制度の募集条件は、「町は、指定管理料を支払わない、施設の修繕費を負担しない」ということで、応募する企業がほとんどないのが現実である。施設の修繕費及びスキー場の運営に対する補助金的な意味合いを持つ指定管理料を町が支出すれば、スキー場の指定管理者に応募する企業が現れる可能性はある。しかし、修繕費は、今後、施設の老朽化に伴い高額になっていくことが予測される。また、指定管理料についても、スキー人口の減少により、多くのスキー客が見込めないことから、運営赤字分の補填として高額していくことが予測される。以上のことから、町では、指定管理者制度によるスキー場の運営を継続することは、町の多額な財政支出に繋がることが危惧され、町民の理解が得られにくいと判断し、完全民営化、すなわち売却を目指して行くことを、町の方針と決定したところである。

（2）効果

令和2年4月現在、飯綱東高原にあるむれ温泉天狗の館等の管理運営は、いいづなリゾートスキー場等の売却先であるA社が新たな指定管理者となった。今後は、自社の経営であるいいづなリゾートスキー場等も含めた飯綱東高原観光施設の一体的な管理運営に期待するところである。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

（1）他の自治体の参考となると考えられる点

スキー場のあり方として、町の基本的な考え方を下記のとおり町民にお示ししたことである。
1.問題を先送りせず、期限を定めてスキー場問題を検討していくこと。
2.スキー場の存続を前提とした協議はしないが、スキー場存続に向けて最大限努力していくこと。仮にスキー場を廃止したとしても、飯綱東高原の活力を失われないよう、様々な手法を検討していくこと。
3.今後、飯綱町の財政状況が一段と厳しさを増すことが予想される中で、行政が本来行うべき業務を見極め、事業判断していくこと。

（2）今後の課題等

町は、飯綱東高原の観光振興のためのあらゆる施策（サイン計画、二次交通、別荘地の有効活用等）をスキー場売却事業者（＝指定管理者）とも協議するなかで、研究していきたいと考える。

〇問合せ先

担当課	飯綱町産業観光課商工観光係		
TEL	026-253-4765	MAIL	kanko@town.iizuna.lg.jp